

# 令和2年8月 教育委員会定例会会議録

○日 時 令和2年8月7日（火） 13：30～16：12

○場 所 有明庁舎 3階大会議室

○出席委員の氏名

教 育 長	森 本 和 孝
委 員	立 花 博
委 員	本 多 直 行
委 員	友 永 峰 昭
委 員	森 みずき

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長	平 山 慎 一	教育総務課長	森 崎 和 浩
学 校 教 育 課 長	平 田 賢	社会教育課長	松 本 恒 一
ス ポ ー ツ 課 長	浅 田 寿 啓	書 記	北 島 久 弥

○議事日程

- 開 会
- 第 1 会期決定
  - 第 2 会議録署名委員の指名について
  - 第 3 教育長報告及び各課7月行事報告
  - 第 4 前会会議録の承認
  - 第 5 議案等

報告第3号	臨時代理の報告について （長崎県指定史跡島原城跡保存活用計画策定検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱）	承認
報告第4号	臨時代理の報告について （島原城跡保存活用計画策定検討委員の委嘱について）	承認
第50号議案	島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則	原案可決
第51号議案	令和3年度使用島原市立中学校教科書採択について	原案可決

第 52 号議案	令和 2 年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価に関する報告書について	原案可決
第 53 号議案	令和 2 年度島原市貸付型奨学金奨学生の決定について	原案可決
第 54 号議案	令和 2 年度ふるさとにもどってこんね奨学金奨学生の決定について	原案可決
第 55 号議案	島原市教育文化振興事業団運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	原案可決
第 56 号議案	島原市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱	原案可決
第 57 号議案	島原市小・中学校育友会補助金交付要綱の一部を改正する要綱	原案可決
第 58 号議案	島原市社会教育関係団体等補助金交付要綱の一部を改正する要綱	原案可決
第 59 号議案	島原市学校給食会運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	原案可決
第 60 号議案	議会の議決を経るべき議案について(財産の取得)	原案可決

第 6 次回定例教育委員会の日程について

第 7 その他

(1) 報告事項

① 8 月行事予定表

② G I G A スクール構想の実現に向けた計画等確認書について

(2) その他

第 8 閉会

【会議録】

<b>開会 （ 1 3 : 3 0 ）</b>	
森本教育長	<p>ただいまから8月の定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>本日の定例会には、会議の傍聴を希望する方がいらっしゃいます。</p> <p>島原市教育委員会会議規則第16条では「会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と規定されています。</p> <p>本日、審議いたします第53号議案「島原市貸付型奨学金奨学生の決定について」と第54号議案「ふるさとにもどってこね奨学金ふるさと奨学生の決定について」は、個人情報に関する事項が審議されること。</p> <p>第52号議案「令和2年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について」及び追加で配布しております第60号議案「議会の議決を経るべき議案について」は、市において調整・検討を要する編成作業中であること。</p> <p>第51号議案「令和3年度使用島原市立中学校教科書採択について」につきましては、関係団体、報道等への公表前の案件でありますので、「非公開」による審議としてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（はいの声）</p> <p>他にも個人情報保護に配慮が必要な場合など、公開を避けるべき案件が出されるまでは、今回の会議の傍聴につきましては承認致してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（はいの声）</p>
<b>第 1 会期決定</b>	
森本教育長	<p>日程第1「会期の決定」を議題といたします。</p> <p>本定例会の会期は、本日1日とすることによろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「はい」の声）</p>
森本教育長	<p>ご異議がありませんので、本定例会の会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。</p>

## 第 2 会議録署名委員の指名について

森本教育長	<p>日程第2「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。</p> <p>会議規則第19条の規定により、会議録署名委員に本多委員と友永委員を指名します。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>よろしく申し上げます。</p>

## 第 3 前会会議録の承認

森本教育長	<p>次に、日程第3「前会会議録の承認について」を議題といたします。</p> <p>前会会議録の承認を行いたいと思います。6月30日に開催した7月定例会の会議録につきましては、既にお手元に送付させていただいておりますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」という声あり)</p>
森本教育長	<p>それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。</p>

## 第 4 教育長報告及び各課7月行事報告

森本教育長	<p>次に、日程第4「教育長報告及び各課7月行事報告」を議題といたします。まず、私から報告をさせていただきます。</p> <p>わたしからは、新型コロナ感染に関して3つのことを報告させていただきます。</p> <p>本市における新型コロナウイルス感染者の発生とその後の対応について一端収まりかけたと考えていました、新型コロナウイルス感染状況ですが、全国的には、感染拡大が続いています。</p> <p>長崎県におきましても4月17日に第17例目が発生してから、3か月近く発症者はありませんでしたが、7月3日に18例目が出てから、1か月過ぎた昨日段階で急増して140人以上もの感染者が出ております。</p> <p>本市においても、7月21日に初めて感染者が発表されたところで</p>
-------	---

す。直ちに市の対策本部が開催され、今後の対応が協議されました。

与えられた情報の中で、様々な判断をすることの難しさを感じたところではありますが、今回は、学校、社会教育・文化施設、スポーツ施設ともに、「新しい生活様式」にそって新型コロナウイルス感染対策を徹底することを前提として、平常通りとすることとしました。

なお、7月30日には県内の小学校教諭、高等学校教諭の2名が感染し、高等学校においては、クラスターが発生したという事態が起きました。このことを受けて、本市においては、教職員に対して教職員の感染がすることの影響の大きさを自覚して、新型コロナウイルス感染対策を徹底するよう、各学校へ通知したところでもあります。

また、一昨日の8月5日にも、県立高等学校の教職員が感染するという事態が発生し、同日、県教育委員会は通知と併せて、県立学校教職員向けの県教育長メッセージを発しております。

二つ目です。本市及び教育委員会が主催する諸行事についてであります。本市において感染者が出たことと併せて、県内の感染拡大が続いていることから、本市及び教育委員会が主催する行事を変更せざるをえないこととなりました。

市長を囲む懇談会は、7月20日に杉谷地区を実施した後、翌日から残りすべての地区においては中止となりました。

また、市民体育祭については、7月17日に開催した市民体育祭実行委員会において、大運動会の部は中止、各種競技の部は、各競技団体の判断によることが決定されました。その他の会議等についても延期等の措置をとりました。

詳細については、この後、7月行事報告並びに8月行事予定で各課長から報告させます。

三つ目は学校の第一学期が終了したことについてであります。

新年度早々、臨時休業となり、教育活動が困難であった第一学期ですが、7月31日に終業式を行い、終了しました。

新型コロナウイルス感染防止の対策をとりながら、教育活動を展開するという難しい課題もありましたが、各学校ともによく対応したものと思っています。

授業時間の確保についても、第一学期に限って言えば、夏季休業を短

	<p>縮したことで、遠足等の諸行事の中止、あるいは体育祭、運動会の延期等により、授業時間が確保できたことにより、順調に学習内容を終えることができています。</p> <p>しかしながら、現在の新型コロナウイルスの感染状況を考えると、二学期当初に予定している体育祭、運動会の在り方、そして修学旅行、文化祭、合唱祭等についても十分慎重に検討する必要があると考えております。以上で報告を終わります。</p> <p>引き続き各課から7月の報告をしてください。まず、教育総務課からお願いします。</p>
森崎課長	<p>教育総務課の7月の行事について、報告します。〔別紙「教育委員会定例会報告事項（教育総務課）」の主なものについて内容説明。〕</p>
平田課長	<p>学校教育課の7月の行事について、報告します。〔別紙「教育委員会定例会報告事項（学校教育課）」の主なものについて内容説明。〕</p>
松本課長	<p>社会教育課の7月の行事について、報告します。〔別紙「教育委員会定例会報告事項（社会教育課）」の主なものについて内容説明。〕</p>
浅田課長	<p>スポーツ課の7月の行事について、報告します。〔別紙「教育委員会定例会報告事項（スポーツ課）」の主なものについて内容説明。〕</p>
森本教育長	<p>ただ今の報告について質疑はありませんか。</p>
立花委員	<p>教育長さんの冒頭の報告のなかに県教委の通知の件がありましたね、それは私もラジオで耳にしたんですが、そのときに私の聞き間違いかもしれないので確認をしたいんですけど、この県教委通知については県立学校に直接通知をしてるんですけど、併せて市町村立小中学校にもというふうな話を聞いたんですが、それは来ていないんですか。</p>
森本教育長	<p>来ております。併せてというか、県立学校にこのような通知を出しましたよという形での通知、ですから、県立学校教職員向けのメッセージ</p>

	<p>ですね、従前教職員の不祥事が続発したときには、教職員の皆さんへという県教委メッセージを出したことがあるんですが。今回は県立学校の教職員へという形で出されました。</p>
立花委員	<p>ということは、内容的なことについては、小中学校に県立と同じような扱いをなささいという意味ではなかったわけですね。</p>
森本教育長	<p>そうですね。それを参考にして対応してくださいという意味ではありますが、うちの場合はその前日に、各学校教職員向けの徹底の通知を出していますので、それも併せて参考にしてもらえばということ。</p>
立花委員	<p>わかりました。もう一点いいですか。各課の課長さんからご報告があったんですが、8月の予定については、その他のほうで、また、お話があるかと思いますが、今の時点で、教育委員会、市長部局も含めて、はっきり中止だという行事が、もし今の時点でわかっていれば、検討中のものはいいいですが、はっきり中止というのがわかっていれば、さきほどご報告があった以外で教えていただけないでしょうか。</p>
平田課長	<p>よろしいでしょうか。学校教育課関係になります。8月21日教育講演会を予定しておりましたが、昨今の県下のコロナウイルスの感染拡大ということで、この点については中止をさせていただいております。</p> <p>別途、通知のほうは改めてさせていただきます。</p> <p>それから、親子粘土教室、8月25日、これにつきましてもやはり150名程度の参加となりましたので、感染の防止ということで、当初開催を予定しておりましたが、これも、今年度はやむなく中止ということで、指導の先生にもご理解をいただいているところでございます。</p>
浅田課長	<p>スポーツ課です。8月22、23日、土日になりますが、スポーツ少年団関係で島原市長杯の少年少女サッカーフェスティバルを開催予定でございました。九州各県から、32チームの参加による子供たちの交流試合を予定しておりましたが、その点についても中止をいたしました。</p>

森本教育長	他はありませんか。
松本課長	<p>社会教育課です。まず社会教育課の事業としましては、9月15日に予定をしておりました市民文化講座を中止にしております。</p> <p>また、8月の予定でも報告させていただきますが、スクールキッズにつきましても中止ということで決定しているところでございます。</p>
森本教育長	<p>今、各課のほうからそれぞれ報告がありまして、一つ補足いたしますと、市長杯の少年少女サッカーフェスティバル、九州各地から36ぐらいありましたかね、全チーム集まっていたくんですが、今年は福岡がちょっと厳しいだろうということで、福岡のチームには案内を出さずに、他九州各県に案内を出してました。</p> <p>ただ、こういった状況になりましたし、今、中学校の部活動はどこも、県外との交流はするなど、熊本県においては、できれば県外の移動を控えていただきたいということもありましたので、やむなく今回は、中止という形をとらせていただいたところでございます。</p>
森本教育長	<p>よろしいですか、他になにかありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>無いようですので、次に日程第5「議案等」を議題といたします。</p>
<b>第 5 議 案 等</b>	
森本教育長	<p>では、日程第5「議案等」に入ります。</p> <p>審議の前にお諮りいたします。第50号議案及び第55から59号議案については、関連する議案ですので、50号議案に続けて55号議案から59号議案を審議することとしてよろしいかお諮りします。</p> <p>(はいの声)</p>
森本教育長	ありがとうございます。それではそのような形で進めさせていただきます。

す。それではまず報告第3号について説明をお願いします。

### 報告第3号

#### 臨時代理の報告について

#### (長崎県指定史跡島原城跡保存活用計画策定検討委員会設置要綱 の一部を改正する要綱)

松本課長

議案集の1頁をお願いします。報告第3号、臨時代理の報告についてご説明いたします。

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第4条第1項の規定により、教育委員会の権限事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告しようとするものであります。

臨時代理の内容は、長崎県指定史跡島原城跡保存活用計画策定検討委員会設置要綱の一部を改正することについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、令和2年7月15日付で臨時代理を行ったものであります。

一部を改正する要綱は3頁に記載のとおりですが、その内容は4頁の新旧対照表で説明させていただきます。

まず、第3条の改正の内容ですけれども、策定検討委員の任期満了に伴いまして、任期に関する規定を委嘱から策定の日までに改めるものであります。第8条につきましては、会議の運営について、特別な取り扱いが必要な事態に対応するため、本規定を新設するものでございます。

3頁をお願いします。附則でございしますが、この要綱は令和2年7月15日から施行したところでございます。

以上で報告をおわります。よろしくご説明いたします。

森本教育長

ただいまの報告についてなにかありませんか。

(なしの声)

森本教育長

ないようでしたら、次の報告をお願いします。

	<p><b>報告第4号</b></p> <p><b>臨時代理の報告について</b></p> <p><b>(島原城跡保存活用計画策定検討委員の委嘱について)</b></p> <p>6頁をお願いします。報告第4号臨時代理の報告をご説明いたします。</p> <p>島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第4条第1項の規定により、教育委員会の権限事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告しようとするものであります。</p> <p>臨時代理の内容は、島原城跡保存活用計画策定検討委員の委嘱を承認することについて緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、7月15日付で臨時代理を行ったものであります。</p> <p>委員の委嘱については、8頁をお願いします。島原城跡保存活用計画策定検討委員として、以下の6人の委嘱をしたところでございます。</p> <p>このなかで、5番目の東村委員につきましては、新規の委員ということで島原観光ビューロー総合企画支援部長から選任したところでございます。任期につきましては、委嘱を行いました令和2年7月15日から策定までということにしております。以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
<p>松本課長</p>	<p>ただいまの報告について、なにかご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
<p>森本教育長</p>	<p>それでは、議案のほうに移りたいと思います。</p> <p><b>第50号議案</b></p> <p><b>島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則</b></p>
<p>森本教育長</p>	<p>新しい教育委員会制度になりまして、一番大切な規則だろうと思っております。</p>

<p>森崎課長</p>	<p>それでは、第50号議案について説明をお願いします。</p> <p>議案集、10ページをお願いします。</p> <p>第50号議案「島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。</p> <p>提案理由でございますが、本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項を根拠としており、同法が施行された昭和31年に制定された規則であります。</p> <p>これまで、法改正等に伴い、随時一部改正を行ってまいりましたが、本市の実情と法で定めた内容との整合性が図れていない部分がありましたので、各条文について所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものであります。</p> <p>11ページの新旧対照表に基づいて説明いたします。</p> <p>第1条は趣旨を規定しておりますが、根拠を示す部分の字句の修正をするものであります。第2条は、教育長に委任できない事項を号建てで列挙した条文であります。第2号は、法第25条第2項第3号との整合性を図るための改正であります。</p> <p>第3号及び第6号は字句の修正であります。</p> <p>第7号は、法第25条第2項第4号との整合性を図るための改正であります。第8号は、教育委員会所管の全施設を含めるための改正であります。第10号は、法第25条第2項第2号との整合性を図るための改正であります。第11号から第13号まで及び第15号は、字句の修正であります。</p> <p>第4条は、臨時措置に関する条文であり、第2項は、教育長が代理した場合でも、その権限は教育委員会に帰属することから、教育委員会へ報告と承認を義務付けるための改正であります。</p> <p>第5条は、新教育委員会制度に基づく教育長に義務付けられた規定であり、事務の管理及び執行の状況を教育委員会へ報告する事項を号建てで列挙した条文であります。</p> <p>第4号及び第5号の改正は、引用条文の改正であります。</p> <p>参考までに、14ページには、地方教育行政の組織及び運営に関する法</p>
-------------	---

	<p>律第25条の抜粋を添付しております。</p> <p>10ページ、議案をお願いします。</p> <p>附則であります、この規則は、令和2年8月7日から施行しようとするものであります。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>ただいま、第50号議案について提案理由の説明がありました。何かご質問、ご意見等ありますか。</p>
本多委員	<p>今後、法の改正であるとか、関連規則の改正がありますとこの規則にも影響する可能性がありますので、定期的に見直しをしてもらうよう要望したいと思います。</p>
森本教育長	<p>十分法の改正等を見て適宜確認をしていかななくてはならないと考えております。ほかにごございませんでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
森本教育長	<p>無いようでしたら、第50号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか</p> <p>(はいの声)</p>
森本教育長	<p>それでは、第50号議案は原案のとおり承認致します。</p> <p>これから先は、さきほどお諮りしたとおり、第55号議案から先に審議をいたしますけれども、この規則に沿った形での提案ということで、この規則が今後の審議に生きてくるんだということでご理解いただければと思います。</p> <p>それでは第55号議案の説明をお願いします。</p> <p><b>第55号議案</b></p> <p><b>島原市教育文化振興事業団運営費補助金交付要綱の一部を</b></p>

<p>森崎課長</p>	<p><b>改正する要綱</b></p> <p>議案集、30頁をお願いします。</p> <p>第55号議案 島原市教育文化振興事業団運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、提案理由を含めご説明申し上げます。</p> <p>提案理由でございますが、本要綱は本市の補助金交付の一般原則を規定しております、島原市補助金等交付規則との整合性を図るため、この要綱を改正しようとするものであります。</p> <p>31頁の新旧対照表に基づいて説明いたします。</p> <p>第7条は、島原市補助金等交付規則に規定する様式の名称に改めるものであります。</p> <p>30頁、をお願いします。</p> <p>附則であります、この要綱は、告示の日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
<p>森本教育長</p>	<p>ただいま、第55号議案について提案理由の説明がありました。何かご質問、ご意見等ありますか。</p> <p>(なしの声)</p>
<p>森本教育長</p>	<p>無いようでしたら、第55号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか</p> <p>(はいの声)</p>
<p>森本教委長</p>	<p>それでは、第55号議案は原案のとおり承認致します。</p> <p>続いて第56号議案の説明をお願いします。</p> <p><b>第56号議案</b></p> <p><b>島原市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱</b></p>

平田課長	<p>第56号議案について、32頁をお願いいたします。</p> <p>第56号議案、島原市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてご説明をさせていただきます。</p> <p>提案理由でございます。本要綱は本市の補助金交付の一般原則を規定しております、島原市補助金等交付規則との整合性を図るため、この要綱を改正しようとするものであります。</p> <p>33頁に新旧対照表がありますので、ご説明させていただきます。第7条交付確定通知書を交付額確定通知書に改めるものでございます。</p> <p>32頁をご覧ください。附則でございます。この要綱は、告示の日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>ただいま、第56号議案について提案理由の説明がありました。何かご質問、ご意見等ありますか。</p> <p>(なしの声)</p>
森本教育長	<p>無いようでしたら、第56号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか</p> <p>(はいの声)</p>
森本教委長	<p>それでは、第56号議案は原案のとおり承認致します。</p> <p>続いて第57号議案の説明をお願いします。</p> <p><b>第57号議案</b></p> <p><b>島原市小・中学校育友会補助金交付要綱の一部を改正する要綱</b></p>
森崎課長	<p>議案集、34頁をお願いします。</p>

	<p>第57号議案 島原市小中学校育友会補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、提案理由を含めご説明申し上げます。</p> <p>提案理由でございますが、本要綱は本市の補助金交付の一般原則を規定しております、島原市補助金等交付規則との整合性を図るため、この要綱を改正しようとするものであります。</p> <p>35頁の新旧対照表に基づいて説明いたします。</p> <p>第7条は、島原市補助金等交付規則に規定する様式の名称に改めるものであります。34頁、議案をお願いします。</p> <p>附則であります、この要綱は、告示の日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>ただいま、第57号議案について提案理由の説明がありました。何かご質問、ご意見等ありますか。</p> <p>(なしの声)</p>
森本教育長	<p>無いようでしたら、第57号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか</p> <p>(はいの声)</p>
森本教委長	<p>それでは、第57号議案は原案のとおり承認致します。</p> <p>続いて第58号議案の説明をお願いします。</p> <p><b>第58号議案</b> <b>島原市社会教育関係団体等補助金交付要綱の一部を改正する要綱</b></p>
松本課長	<p>議案集、36頁をお願いします。</p> <p>第58号議案 島原市社会教育関係団体等補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、提案理由を含めご説明申し上げます。</p>

	<p>提案理由でございますが、本要綱は本市の補助金交付の一般原則を規定しております、島原市補助金等交付規則との整合性を図るため、この要綱を改正しようとするものであります。</p> <p>37頁からの新旧対照表に基づいて説明いたします。</p> <p>第9条は、島原市補助金等交付規則に規定する様式の名称に改めるものであります。</p> <p>38頁になります。様式第4号の改正につきましては、同じく議案をお願いします。島原市補助金等交付規則に規定する様式の名称に改めるものであります。</p> <p>36頁をお願いします。附則であります、この要綱は、告示の日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>ただいま、第58号議案について提案理由の説明がありました。何かご質問、ご意見等ありますか。</p> <p>(なしの声)</p>
森本教育長	<p>無いようでしたら、第58号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか</p> <p>(はいの声)</p>
森本教委長	<p>それでは、第58号議案は原案のとおり承認致します。</p> <p>続いて第59号議案の説明をお願いします。</p>
平田課長	<p><b>第59号議案</b></p> <p><b>島原市学校給食会運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱</b></p> <p>第59号議案、島原市学校給食会運営費補助金交付要綱の一部を改正す</p>

	<p>る要綱についてご説明をさせていただきます。</p> <p>提案理由でございます。本要綱は本市の補助金交付の一般原則を規定しております、島原市補助金等交付規則との整合性を図るため、この要綱を改正しようとするものであります。</p> <p>40頁に新旧対照表がありますので、ご説明させていただきます。第7条につきまして、島原市補助金等交付規則の規定する様式の名称に改めるものでございます。</p> <p>39頁をご覧ください。附則でございます。この要綱は、告示の日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>ただいま、第59号議案について提案理由の説明がありました。何かご質問、ご意見等ありますか。</p>
	<p>(なしの声)</p>
森本教育長	<p>無いようでしたら、第59号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか</p>
	<p>(はいの声)</p>
森本教委長	<p>それでは、第59号議案は原案のとおり承認致します。</p>
	<p>これから審議いたします第51号議案から第54号議案、及び第60号議案につきましては、さきほど開会の当初で非公開により審議をするということに決定しておりますので、これより非公開とさせていただきます。</p>
	<p>恐れ入りますが、傍聴人の方は退席をお願いします。</p>
	<p>(傍聴人退席)</p>
森本教育長	<p>それでは傍聴人が退席をされましたので、審議を始めます。</p>

<p>森本教育長</p>	<p>第51号議案 令和3年度使用島原市立中学校教科書採択について（非公開）</p> <p>第52号議案 令和2年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかると点検及び評価に関する報告書について（非公開）</p> <p>第53号議案 令和2年度島原市貸付型奨学金奨学生の決定について（非公開）</p> <p>第54号議案 令和2年度ふるさとにもどってこね奨学金奨学生の決定について（非公開）</p> <p>第60号議案 議会の議決を経るべき議案について(財産の取得)（非公開）</p> <p>ただいまをもちまして、非公開の審議を閉じます。傍聴人がいらっしゃれば、入場を許可いたします。</p>
<p><b>第 6 次回定例教育委員会の日程について</b></p>	
<p>森本教育長</p> <p>森本教育長</p>	<p>次に、日程第6「次回定例教育委員会の日程について」を議題といたします。事務局から提案をお願いします。</p> <p style="text-align: center;"><b>【提案・検討】</b></p> <p>次回9月の定例教育委員会を8月26日（水）13時30分から、有明庁舎の2階第一会議室において行います。</p>
<p><b>第 7 その他</b></p>	

森本教育長	次に、日程第7「その他」を議題といたします。(1)報告事項「①8月行事予定について」、各課から報告をお願いします。
森崎課長	教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
平田課長	学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
松本課長	社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
浅田課長	スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
森本教育長	ただいま8月行事予定について報告がありました。何か質問等はありませんか。よろしいですか。
平田課長	報告漏れがありました。21日の小中学校の登校日につきましては、コロナ感染の防止の観点、お盆明けという状況もありまして、児童生徒は登校しない。職員のみ登校と変更しております。
森本教育長	他になにかございませんか  (「はい」の声)
森本教育長	次の報告をお願いします。
森崎課長	ここからは非公開でお願いします。
森本教育長	「非公開」での取扱いの申し入れがっておりますので、島原市教育委員会会議規則第16条に基づき「非公開」で審議にしたいと考えますが、いかがでしょうか。  《承認》

	<p>異議がないようですので、「非公開」といたします。</p> <p><b>報告</b></p> <p><b>G I G A スクール構想の実現に向けた計画等確認書について（非公開）</b></p>
森本教育長	<p>ただいまを持ちまして、非公開の審議を閉じます。傍聴人がいらっしゃれば、入場を許可いたします。続いてその他のその他に移ります。</p>
松本課長	<p>お手元に配布しております資料で、右肩に資料7（2）その他としている資料を配っております。国文化財の登録にかかる答申についてということで、県からの報道解禁日を記した資料でございます。</p> <p>本市所有の銀水が、令和2年1月20日付けで、文化庁に国の登録有形文化財としての登録を申請していたところでございます。</p> <p>これに対しまして、国の文化審議会が、令和2年7月17日に開催された文化財分科会の審議、議決を経て、新たに登録すべき文化財として文部科学大臣に答申したので報告させていただきたいと思っております。</p> <p>今後は文部科学大臣が官報での告示をすることによりまして、国の登録有形文化財となります。これによりまして本市の登録有形文化財は、19件35物件となりますので、報告させていただきます。以上でございます。</p>
森本教育長	<p>ただいまの報告につきまして、なにかございますでしょうか。</p>
本多委員	<p>国の登録文化財になると、いろんな制約だったり、いろんなものが発生しますよね。管理の必要性とか運営の問題であったり、その辺はどうなんですか。</p>
松本課長	<p>この文化財なんですけど、文化財のなかには、ご存じのように、有形文化財とか無形文化財とかいろんな種類がございます。その、有形文化財のなかに重要文化財と言う分野と、登録有形文化財という分野がございます。</p>

	<p>この有形文化財というのは、永久的な保存を目的とした非常に価値の高いものを指定していくと、ですから規制も厳しいですが、手厚い補助が国から受けられるというのがこの重要文化財ということになります。</p> <p>一方登録有形文化財は、緩やかな規制をかけて、所有者がそれを維持しながら保存していく、緩やかな規制をかけるということで、幅広い文化財を保護する網を掛けられた登録有形文化財、ですから重要文化財になる場合と登録有形文化財になる場合で、条件がかなり違ってきております。例えば、現状変更についても、重要文化財の場合は、許可制なんですけど、登録有形文化財の場合は、届出制ということで、緩い規制ではあるんですが、自主的な保護を今後図っていけるものと考えております。</p>
本多委員	わかりました。
平山次長	<p>銀水も現在の場所で商売をされている。有形文化財についてはその辺も緩やかというか、規制もそんなにないと、四明荘もそうですね、有形文化財なので、あそこで入場料をとっても問題ないということになります。いかに、いろんなものに活用しながらも、そこを残していくか、残しやすい方法を、ということになりますので、銀水についてもですね、ほとんど新築のようになってますけども、今回認められて登録有形文化財になったということで、市としても、利用しながら、活用しながら登録文化財として残していきたいと考えています。</p>
本多委員	登録するとメリットが大きい。
平山次長	箔はついて、柔軟な活用ができます。
森本教育長	堀部邸は？
松本課長	堀部邸はですね、長崎県美しい景観形成推進条例に基づく、景観資産に登録されてます。ですから、改修する場合に一定の助成制度は受けられます。補足しますと、登録有形文化財の優遇措置としましては、例え

	<p>ば保存活用に必要な修理の設計管理費の1／2を国が見てくれる。また、個人が持っている場合には相続税とか固定資産税の減免措置があるというところが有利な部分かと思っております。</p> <p>それで、建物を改修する際には、さきほど堀部邸で説明したように、県の景観資産になることで、改修に対する補助が受けられるという制度がございます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>平田課長 非公開でお願いいたします。</p> <p><b>児童生徒の事故等の報告（非公開）</b></p> <p>平田課長 以上、報告を終了します。</p> <p>森本教育長 非公開での審議を閉じて委員会を再開します。他にありませんか。</p> <p>森本教育長 よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p><b>第 8 閉会（16：12）</b></p>	
<p>森本教育長</p>	<p>ないようでしたら、これで8月定例教育委員会を閉会します。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、ここに署名いたします。

教 育 委 員

教 育 委 員

記 録 職 員